

わくわく子育て情報

■やってみよう 3B 体操

日時: 11/17 (月) 10:00 ~ 11:00 **場所:** オークタウン加西 体育室
講師: 前田恵津子さん (日本 3B 体操協会) **対象:** 2 歳以上の子どもと保護者
持ち物: 飲み物・タオル・体育館シューズ・靴袋・運動のできる服装
申込先: 北部子育て学習センター ☎④ 0719

■子どもの病気

子どもが病気になった時の対応の仕方を学びます。

日時: 11/20 (木) 13:30 ~ 14:30 **場所:** アステアかさい 3 階 集会室
講師: 酒井圭子医師 (さかいこどもクリニック) **定員:** 30 人
募集期間: 11/18 (火) まで **託児:** 先着 5 人 (要予約)
申込先: 加西市ファミリーサポートクラブ ☎④ 0111

■保育所であそぼう! 参加者募集

日時・場所: 11/13 (木) 10:00 ~ 11:30 九会幼児園 ☎④ 0142
 11/13 (木) 10:00 ~ 11:30 北条南保育所 ☎④ 3162
対象: 在宅育児中の保護者と子ども **費用:** 参加者 1 人 50 円 (傷害保険料)

■自由に遊べるひろば

日時: 平日 10:00 ~ 15:00 ※登録、利用料は不要
場所: ほくぶキッズ (オークタウン加西) ☎④ 0719
 ぜんぼうキッズ (善防公民館) ☎④ 3404

■ねひめキッズからのお知らせ

●家庭教育講座「どうする? イヤイヤ期の子育て」

日時: 11/7 (金) 11:00 ~ 12:00

●3B 体操

3 つの道具を使って運動します。親子で楽しく体を動かしましょう。

日時: 11/14 (金) 11:00 ~ 12:00

●3 歳さんおいでおいで

日時: 毎週月曜日 13:00 ~ 13:30

対象: H22.4 月 ~ H24.3 月生まれの子ども (市内在住)

●すくすくひろば+かかんがーひろば

子どもの身体測定をします。妊婦の方も一緒にお話しましょう。

日時: 11/18 (火) 10:30 ~ 11:30

場所・問合先: ねひめキッズ (西上野町) ☎④ 5710

※毎週月~土曜日 10:00 ~ 15:00 は自由に遊べます。登録、利用料は不要です。



特設人権相談を開設

法務省と人権擁護委員連合会は、毎年 12 月 10 日の「世界人権宣言」採択日を最終日とする 1 週間 (12 月 4 ~ 10 日) を「人権週間」定めています。市では、毎月 (8・1 月を除く) 第 1 火曜日に「特設人権相談」を行っています。「いじめ」や「差別」、「プライバシーの侵害」などでお悩みの方は、ご相談ください。

日時: 12/2 (水) 10:00 ~ 12:00、13:00 ~ 15:00 ※相談は無料。秘密は厳守されます。

場所: 市民会館コミュニティーセンター 1 階会議室、アステアかさい 3 階地域交流センター (午前中のみ)
問合先: 人権推進課 ☎④ 8727

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

夫・パートナーからの暴力やセクシャルハラスメントなど、女性をめぐる様々な人権問題について、電話相談に応じます。相談は無料。秘密は厳守します。

日時

11/17 (月) ~ 21 (金) 8:30 ~ 19:00

11/22 (土)、23 (日) 10:00 ~ 17:00

電話相談番号: 0570-070-810 (全国共通ナビダイヤル)

相談員: 人権擁護委員、法務局職員

問合先: 神戸地方法務局人権擁護課 ☎ 078-392-1821

あぜ焼き等に注意ください

農作業中や作業後の火災が多発しています。そのほとんどが草刈り後の雑草や剪定枝、あぜ焼きなどの延焼が原因となっています。火を扱う場合は、周囲の山林や建物、洗濯物などにも十分気をつけて取り扱ってください。

問合先: 農政課 ☎④ 8741

新しい人権擁護委員

人権擁護委員は、住民の人権相談や人権啓発活動を行います。次の方が 10 月 1 日付けで法務大臣から委嘱されました。

人権擁護委員

塚本竹士さん (新任・多加野地区)

問合先: 人権推進課 ☎④ 8727



11月は「労働保険適用促進強化期間」

社員やアルバイトなど、労働者を 1 人でも雇い入れた事業主は、労働保険 (労災保険・雇用保険) の加入手続きをして、労働保険料を申告・納付することが義務付けられています。労働保険の加入手続きをされていない事業主は、ご連絡ください。

問合先: 西脇労働基準監督署

☎ 0795-22-3366

西脇公共職業安定所 ☎ 0795-22-3181

広告

12月1日は「世界エイズデー」

エイズの予防法は正しい知識をもつことです。患者・感染者に対する差別や偏見をなくし、「エイズ」のことを知りましょう。感染の不安のある方は、エイズ検査・相談（匿名・無料）を受けましょう。希望の方は電話で予約してください。

日時：12/1（月）、2（火）、3（水）
10:00～11:00、12/4（木）、18（木）
13:30～14:20

場所：加東健康福祉事務所

問合先：加東健康福祉事務所
健康管理課 ☎ 0795-42-9436

インターネットオークションを開催

市税滞納者から差し押さえた動産をインターネット上で売却するインターネットオークションを開催します。

公売物件：動産

参加申込：11/ 5（水）～18（火）

せり期間：11/25（火）～27（木）

■動産の下見会

日時：11/12（水）10:00～12:00、
13:00～15:00

場所：市役所1階多目的ホール

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

問合先：収納課 ☎ 8714

東播都市計画「中野地区地区計画」の変更案の縦覧

内容：区画道路3号の路線変更

期間：11/20（木）～12/4（木）

場所：都市計画課（市役所5階）、各公民館、地域交流センター

※市ホームページでも確認できます。

意見提出：縦覧期間中に、閲覧場所にある所定の意見書を提出することができます。

■東播都市計画変更の説明会

東播都市計画加西市ごみ焼却場の廃止手続きについて説明します。

日時：11/25（火）19:30～

場所：賀茂会館（福住町7）

問合先：都市計画課 ☎ 8753

消火器の訪問販売に注意！！

【事例】○△商事と名乗る業者が家に来て、「消防署から依頼され、消火器の点検をしています。自宅にある消火器を見せてください」と言うので見てもらったところ、「有効期限は5年だが、過ぎてしまっているので交換が必要です」と言われた。

普段から使うことがないので断ったが、「消火器の設置は義務付けられています」と言われ、消防署からの依頼だし、法的な義務があるなら仕方ないと思い、契約書に記名・押印して20,000円を支払い交換してもらった。

【解説】消火器の購入・交換をしつこく迫る悪徳商法が増えています。業者は、「一般家庭にも消火器を設置しなくてはなりません」、「消防署の依頼で来ました」などと言葉巧みに契約を迫り、不当な価格で消火器の販売・交換をする場合もあります。

一般の家庭では、もしもに備え消火器を自主的に設置することは望ましいですが、設置の義務はありません。また、消防署が消火器の販売・交換を業者に依頼することはありません。

強引に購入を勧めるような業者には特に気をつけましょう。不審に思ったときは、『身分証明書等の提示を求める』、『契約書にサイン・押印しない』等を実行しましょう。

契約してしまっても、クーリング・オフや契約の取り消し等ができる場合もあります。

問合先：加西市消費生活相談窓口（月火木金 9:00～16:30 ※祝日を除く）

☎ 8739、消費者ホットライン（平日 9:00～17:00、土日祝 10:00～16:00） ☎ 0570-064-370

**加西市は北条市街地の住環境整備に取り組んでいます**

北条市街地は北条鉄道や神姫バスの乗り場に近く、徒歩で大型商業施設にも行くことができる大変便利な地域です。一方で狭あい道路と呼ばれる4m未満の道路が多く、高齢化や人口流出の影響から老朽空き家が増加しています。北条市街地住環境整備では、住民の皆さまと一体となり、より良いまちづくりを目指して、老朽空き家の除却や道路整備などに取り組んでいます。また、まちづくりの専門家による「まちづくり勉強会」なども行っています。詳しくは市ホームページをご覧ください。



問合先：都市計画課 ☎ 8753

狩猟解禁に伴う事故防止

11月15日から27年2月15日（シカ・イノシシは27年3月15日まで延長）の間、狩猟が解禁になります。狩猟は、個人的な趣味として楽しむことの他に鳥獣の個体数調整を通じて農林業被害を防止する役割も持っています。ご理解をいただき、事故防止にご協力をお願いします。

■入山者（ハイカー）の皆さんへ

①黄色などの目立つ服装を心がけてください。白色タオルはシカと間違えられやすいため、使用を控えてください。

②休日は狩猟者が集中しますので、特に注意してください。

③「わな」は非常に危険ですので、設置の看板がある場所へは近づかないでください。

問合先：農政課 ☎ 8741